

# 您好 神奈川

日本神奈川県

かながわ  
こんにちは神奈川

2012年 夏秋季刊 第1号(第21期)

こんにちは神奈川

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/mlt/f4010/p11919.html>

—「こんにちは神奈川」は、神奈川県が提供する外国籍県民向け生活情報紙です—

—“您好神奈川”是神奈川県面向外籍县民提供的生活信息刊物—

## 多言語情報メール配信サービス「INFO KANAGAWA」を知っていますか？ 您知道通过电子邮件用多语种颁发信息的“INFO KANAGAWA”服务吗？

かながわ国際交流財団(KIF)は、多言語情報メール配信サービス「INFO KANAGAWA」を月に4回程度無料配信しています。県内の教育、福祉、住まい、医療、防災、観光・イベントなどに関する情報をお届けします。言語は、やさしい日本語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、英語の6つです。

登録を希望する方は、下記のアドレスの登録フォームにメールアドレスを入力し、希望言語に印を入れて、登録ボタンをクリックしてください。登録フォーム

<http://bit.ly/HqtH1Q> (Smart Phone/PC用)

<http://bit.ly/HPiPcl> (Mobile Phone用)

### 【日本語での問い合わせ】

公益財団法人 かながわ国際交流財団 TEL: 045-620-0011

神奈川国際交流財団(KIF)免费提供通过电子邮件用多语种颁发信息的“INFO KANAGAWA”服务，每月大约发送4次左右。发送有关县内的教育、福利、居住、医疗、防灾、观光及例行活动等信息。共有通俗易懂的日文、中文、西班牙文、葡萄牙文、他加禄文、英文六个语种。

希望注册者，请在下列网址的注册格式输入电邮地址，标示希望的语种，并点击注册按钮。

注册格式

<http://bit.ly/HqtH1Q> (Smart Phone/PC用)

<http://bit.ly/HPiPcl> (Mobile Phone用)

### 【日语问讯处】

公益財団法人 神奈川国際交流財団 电话: 045-620-0011

\* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。  
中国語: 045-896-2895 木、第1・3火曜日 9時~12時、  
13時~16時

### 【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口

汉语: 045-896-2895 星期四、第1、3星期二 9時~12時、  
13時~16時

## 外国籍県民相談窓口のご案内 外籍县民咨询窗口简介

神奈川県では、県内3カ所(横浜・川崎・厚木)で外国籍県民のための相談窓口を開設しています。

下記の切り取り線に沿ってはさみで切り、点線部分を折ると、名刺サイズのカードになり、携帯に便利です。

神奈川県は県内3カ所(横浜、川崎、厚木)开设了面向外籍县民的咨询窗口。

请沿下列剪裁线剪开，按虚线部分折叠，即可成为名片大小的小卡片，便于携带。

### 外籍县民咨询窗口简介

受理语言	实施地点	电话号码	咨询日	
英语	横浜	045-896-2895	(一般咨询)第1、3、4星期二	横浜: 地球市民神奈川广场2层信息论坛内(横浜市荣区小菅谷 1-2-1)  川崎: 川崎县民中心县民之声·咨询室内(川崎市幸区堀川町 580 SOLID 广场东馆 2层)  厚木: 县央地区县政综合中心县民之声·咨询室内(厚木市水引 2-3-1 厚木合同厅舍本馆 1层)  ○ 一般咨询·印度支那难民定居咨询: 9时至12时、13时至16时为止 ○ 法律咨询: 13时至16时为止 ○ 教育咨询: 10时至13时、14时至16时30分为止  【日语问讯处】 神奈川県国際課 TEL: 045-210-3748
			(法律咨询)第1、3星期二	
汉语	横浜	045-896-2895	(一般咨询)星期四、第1、3星期二	
			(法律咨询)第1、3星期二、第4星期四	
韩国·朝鲜语	横浜	045-896-2972	(教育咨询)星期四、星期六	
			(一般咨询)第4星期四	
西班牙语	横浜	045-896-2895	(法律咨询)第4星期四	
			(一般咨询)星期五、第2星期三	
	厚木	046-221-5774	(法律咨询)第2星期三、第4星期五	
			(教育咨询)星期五	
葡萄牙语	横浜	045-896-2895	(一般咨询)星期一、第3星期三	
			(法律咨询)第3星期三	
他加禄语	横浜	045-896-2895	(一般咨询)星期三、第4星期五	
			(法律咨询)第2星期三、第4星期五	
泰语	川崎	044-549-0047	(教育咨询)星期三	
			(一般咨询)星期二、第3星期三	
日语	厚木	046-223-0709	(法律咨询)第3星期三	
			(教育咨询)星期二	
日语	厚木	046-223-0709	(教育咨询)星期二	
			(印度支那难民定居咨询)星期三	

# 「はじめてのほんご」などの講座を開講します 举办“初级日语”等讲座

国際言語文化アカデミアでは、外国籍県民の皆様には様々な講座を用意しています。これらの講座は全て無料です。今年度は、次の講座を開講する予定です。

在国际语言文化学院，面向各位外籍县民举办各种讲座。这些讲座均为免费。今年预定举办下列讲座。

初级日语（读写）	8/28 ～ 每周星期二・5次	学习日语简单的读写知识。
日语作文讲座	1/9 ～ 每周星期六・5次	面向虽然能够会话、但难以书写较长文章者举办的作文讲座。
亲子日语教室	每月第2或第3星期六・1次	每月确定题目，与孩子们一起玩耍的同时学习育儿必要的日语知识。
就职・升学后援教室	10/20 星期六・1次	学习有关就职、升学所必要的知识与技能。

**【日本語または英語での問い合わせ】**  
 国際言語文化アカデミア TEL：045-896-1091  
 JR 京浜東北線・本郷台駅下車徒歩5分

**【日语或英语问讯处】**  
 国际语言文化学院 电话：045-896-1091  
 JR 京滨东北线・本乡台站下车步行5分钟

\* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。  
 中国語：045-896-2895 木、第1・3火曜日 9時～12時、13時～16時

**【日语以外的问讯处】** 县外籍县民咨询窗口  
 汉语：045-896-2895 星期四、第1、3星期二 9时～12时、13时～16时

## 外国人の労働相談窓口のご案内 外国人劳动咨询窗口简介

神奈川県では、外国人の方々の賃金や労働条件、労働災害などについて、職員、弁護士や大学教員などの相談員と通訳が相談に応じます。※電話か来所でご相談下さい。（土、日、祝日、年末年始を除く）  
 下記の切り取り線に沿ってはさみで切り、点線部分を折ると、名刺サイズのカードになり、携帯に便利です。

神奈川県通过职员、律师及大学教员等咨询员与口译人员，就外国人的工资与劳动条件、工伤等接受咨询。※可电话咨询或直接前来咨询。（星期六、日、节假日、元旦前后休息）  
 请沿下列剪裁线剪开，按虚线部分折叠，即可成为名片大小的卡片，便于携带。

**【日本語での問い合わせ】**  
 かながわ労働センター TEL：045-633-6110

**【日语问讯处】**  
 神奈川県劳动中心 TEL：045-633-6110

### 外国人劳动咨询窗口简介

外国人の皆さん！！  
 ひとりで悩まずに  
 神奈川県外国籍県民相談窓口へ！！  
 外国人の方のための相談窓口を多言語で開いています。仕事、すまい、教育、年金などの悩みごとがあれば、何でも気軽に電話してください。

#### ●神奈川県劳动中心

地址：〒231-8583 横浜市中区寿町1-4 神奈川県劳动广场2层

受理语言	咨询日	咨询时间	电话号码
汉语	每周五	13:00～16:00	045-662-1103
西班牙语	第2、第4星期三		045-662-1166

#### ●神奈川県劳动中心县央支所（厚木）

地址：〒243-0004 厚木市水引1-11-13 县厚木合同厅舍分厅舍2层

受理语言	咨询日	咨询时间	电话号码
西班牙语	每周星期四	13:00～16:00	046-221-7994
葡萄牙语	每周星期一		046-221-7994

#### ●神奈川県劳动中心湘南支所（平冢）

地址：〒254-0073 神奈川県平冢市西八幡1-3-1 神奈川県平冢合同厅舍别馆

受理语言	咨询日	咨询时间	电话号码
葡萄牙语	第1、第3星期二	13:00～16:00	0463-22-9343

各位外国朋友！！  
 不要一个人烦恼，  
 请到神奈川县外籍县民咨询窗口来！！  
 利用多语种为外国人开设的咨询窗口。  
 有关工作、居住、教育、年金等感到烦恼时，  
 请随时以电话进行咨询。



## 県内の海水浴場では、喫煙場所以外では喫煙できません 县内的海水浴场，在吸烟地点以外禁止吸烟

県内の海水浴場では、喫煙場所以外での喫煙が、条例で禁止されています。誰にとっても気持ちのよい、安全できれいな、快適なビーチを実現するため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。今年の夏は、ぜひ神奈川県内の海水浴場に遊びに来てください。

### 【日本語での問い合わせ】

県環境衛生課 TEL：045-210-5811

根据条例，县内的海水浴场，在吸烟地点以外禁止吸烟。为了建设使所有人都能感到身心舒畅、安全、清洁、舒适的海滩，请大家给予理解与合作。

今年的夏天，请您一定到神奈川县的海水浴场来玩！

### 【日语问讯处】

县环境卫生课 电话：045-210-5811

## ごみの削減やリサイクルにご協力をお願いします！ 请就垃圾减量与再生利用赐予协助！

### レジ袋などの削減にご協力を！

- ごみを減らすなど、環境に配慮した生活を心がけましょう。
- ・ 買い物の際にはマイバッグを持ちましょう。不要なレジ袋は断りましょう。
  - ・ 物を修理しながら長く使用しましょう。
  - ・ マイはし、マイボトルを持ち歩きましょう。
  - ・ リサイクルショップやフリーマーケットを活用しましょう。



### 请购物时携带自用购物袋！

買い物の際にはマイバッグを持ちましょう。

### テレビなどの大型家電を捨てるときは、ご注意ください！

テレビやエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の大型家電を捨てる時は、家電販売店にリサイクルするための料金を支払って、引き取ってもらってください。ごみ集積場などに勝手に捨てると法律で罰せられることがあります。家電販売店に引き取ってもらえない場合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

神奈川県购物袋减量吉祥物一心太  
神奈川県レジ袋削減キャラクター一心太

### 扔弃电视机等大型家电时，请注意！

扔弃电视机与空调器、冰箱及冷冻箱、洗衣机及衣物干燥机等大型家电时，请向家电销售店支付再生利用费用，请其将家电取回。如擅自扔弃在垃圾站等处会受到法律追究。

家电销售店不能取回时，请向居住的市町村进行询问。

### 【日本語での問い合わせ】

県資源循環課 TEL：045-210-4151

### 【日语问讯处】

县资源循环课 电话：045-210-4151

## 県民スポーツ週間のご案内 县民体育周简介

2012年9月29日(土)～10月14日(日)は、県民の皆様は運動やスポーツに親しんでいただく「県民スポーツ週間」です。期間中開催されるイベントにご家族やお友達と参加してみませんか。

### 【スポーツフェスティバル】(申込不要、参加料無料)

場所・日程：県立西湘地区体育センター・9月30日  
県立体育センター・10月8日

内容：レクリエーションやスポーツ等を体験できます。

### 【武道体験コーナー】(申込必要、参加料無料)

場所・日程：県立武道館・10月14日

内容：剣道や柔道などの武道を気軽に体験できます。

他にもイベントがたくさんあります。詳しくはホームページ(日本語)をご覧ください。

【URL】 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6135/>

### 【日本語での問い合わせ】

県スポーツ課 TEL：045-210-8378

2012年9月29日(星期六)～10月14日(星期日)，是各位县民一起开展体育活动的“县民体育周”。欢迎大家与家人、朋友一起参加届时举办的例行活动等。

### 【体育节】(不必申请，参加免费)

地点・日程：县立西湘地区体育中心・9月30日  
县立体育中心・10月8日

内容：可以参加各种娱乐与体育活动。

### 【武道体验角】(需要申请，参加免费)

地点・日程：县立武道馆・10月14日

内容：可以轻松体验剑道与柔道等武道活动。

还有其他许多例行活动。具体请浏览主页(日文)。

【URL】 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6135/>

### 【日语问讯处】

县体育课 电话：045-210-8378

\* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。  
中国語：045-896-2895 木、第1・3火曜日 9時～12時、  
13時～16時

### 【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口

汉语：045-896-2895 星期四、第1、3星期二 9时～12时、  
13时～16时

# 「かながわグランドデザイン」をつくりました “神奈川大構想” 已制定完成

「かながわグランドデザイン」は、神奈川県をより魅力的な県にするための取り組みをまとめたものです。

高齢社会の問題や、東日本大震災から学んだことなど、県内の様々な課題に対応するために、27のプロジェクトを作りました。

「多文化共生の地域社会づくり」というプロジェクトでは、外国籍県民がくらしやすい環境づくり、県内の留学生への支援、地域における多文化理解の推進などに取り組みます。

## 【日本語での問い合わせ】

県総合政策課 TEL: 045-210-3064

“神奈川大構想”は、为了使神奈川県更有魅力，汇集各种对策等予以制定的。

内容包括27个项目，以对应高龄社会问题、东日本大地震的经验教训等县内各种课题。

在“多文化共生的地区社会建设”项目中，有外籍县民安居乐业的环境建设、县内对留学生的支援、推进地区多文化理解等内容。

## 【日语问讯处】

县综合政策课 电话：045-210-3064

# 外国人住民の住民基本台帳制度がスタートしました！ 外国人居民的住民基本台帳制度已经开始！

2012年7月9日から、外国人住民の方も住民基本台帳制度の対象となりました。

## ●対象となる外国人の方

- ・ 中长期在留者（在留カード交付対象者）の方
- ・ 特別永住者の方
- ・ 出生や日本国籍の喪失によって日本に在留することになった外国人の方 など

## ●引越した時には転出の届出が必要です。

外国人住民の方も、日本人と同様に、引越した市町村に転出の届出をして、転出証明書ももらいます。引越した市町村で転入の届出をする時に、転出証明書を渡します。

日本から国外に引越す時も、原則としてお住まいの市町村に転出の届出が必要です。再入国許可を受けた方も転出の届出が必要です。

## ●7月9日以降に入国した時は？

日本の住所に住みはじめた日から14日以内に、引越した市町村で転入の届出をします。その際には在留カードなどを持ってきてください。

転入の届出をする時、世帯主が外国人住民である場合は、本人と世帯主との続柄を証明できる公的な書類も提出します。公的な書類が日本語でない場合は、その日本語の翻訳文も提出します。

## 【日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語での問い合わせ】

総務省外国人住民基本台帳電話相談窓口

TEL: 0570-066-630、03-6301-1337

## 【日本語での問い合わせ】

お住まいの市町村の住民基本台帳を担当する窓口

県市町村行政課 TEL: 045-210-3175

从2012年7月9日开始，外国人居民也将成为住民基本台帳制度的对象。

## ●作为对象的外国人

- ・ 中长期侨居者（在留卡交付对象者）
- ・ 特别永住者
- ・ 因出生、丧失日本国籍而在日本在留的外国人 等

## ●搬迁时需要办理迁出申报手续。

外国人居民也与日本人同样，向搬迁之前的市町村进行迁出申报，领取迁出证明书。向搬迁后的市町村办理迁入申报时，提交迁出证明书。

从日本向国外搬迁时，原则上也需要向居住的市町村进行迁出申报。取得再入国许可者也需要办理迁出申报。

## ●7月9日以后入国时？

应在日本的住处开始居住之日起14天以内，向搬迁的市町村办理迁入申报。届时请携带在留卡等。

办理迁入申报时，户主为外国人居民时，需提出证明本人与户主之亲属关系的官方证明文件。官方证明文件非日文时，则需要提出其日文译文。

## 【日语、英语、汉语、韩朝语、西班牙语、葡萄牙语的问讯处】

总务省外国人住民基本台帳电话咨询窗口

电话：0570-066-630、03-6301-1337

## 【日语问讯处】

居住的各市町村住民基本台帳担当窗口

县市町村行政课 电话：045-210-3175

\* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。

中国語：045-896-2895 木、第1・3火曜日 9時～12時、13時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口

汉语：045-896-2895 星期四、第1、3星期二 9时～12时、13时～16时

次号（冬号）は、2012年11月に発行予定です。

【編集・発行】 神奈川県国際課 TEL: 045-210-3748

下一期（冬季刊）预定于2012年11月发行。

【编辑・发行】 神奈川県国際課 电话：045-210-3748

\* 県へのご意見・ご要望をお待ちしています。

\* 郵送：〒231-8588 県国際課あて \* FAX: 045-212-2753

\* 对县里的意见与希望请与下列部门联系。

\* 邮寄：〒231-8588 神奈川県国際課 \* 传真：045-212-2753